

循社第94号
令和2年（2020年）5月2日

各産業廃棄物処理業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）

このことについて、令和2年5月1日付け環循適発第2005013号及び環循規発第2005011号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

本通知では、一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設、
新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管、並びに廃棄物処理に関する
適正かつ円滑な処理体制の確保について周知されています。

本通知を踏まえ、適正かつ円滑な廃棄物処理を進めて頂きますようお願いいたします。

なお、県ホームページ（https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31640.html）にも掲載していることを申し添えます。

【別添資料】

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（令和2年5月1日付け
環境省）

熊本県環境生活部環境局 循環社会推進課 担当：谷口、吉川 電話：096-333-2278 FAX：096-383-7680
